

日本企業によるPCT制度および 審査促進策の利用に関する考察

——PCT制度利用10年の変化と、Direct PCTやPPHの活用——

国際第2委員会
第3小委員会*

抄 録 多くの日本企業が特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT出願）を利用してグローバルに特許権を取得しているなか、当小委員会は、2006年に実施したPCT制度利用に関するアンケート調査をはじめとして、様々な手法によりその利用実態を分析してきた。一方、2006年の調査以降もPCT出願に付随して様々なサービスが提供されており、各社積極的に活用していると考えられる。この度、当小委員会は、2006年度調査を踏襲しつつ近年追加された諸制度の利用にかかる項目を加えたアンケート調査を行うことで、現在の日本企業のPCT制度の利用・活用実態を明らかにした。

目 次

1. はじめに
2. 対象企業の概要
3. 調査結果と分析
 3. 1 PCT出願の利用実態
 3. 2 優先権ルートとDirect PCT出願
 3. 3 国際段階の各種制度利用実態
 3. 4 国内移行について
 3. 5 審査促進策について
 3. 6 今後のPCT制度等に対して望むこと
4. おわりに

1. はじめに

日本企業の事業活動のグローバル化が拡大しているなか、多くの日本企業にとってグローバルに特許権を取得することが必要となっている。そこで外国で特許権を効率的に取得するために特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT出願）が広く利用されているのはよく知られた事実であろう。こういった背景のもと、国際第2委員会第

3小委員会では、2006年度にJIPA会員企業を対象としてPCT制度利用に関するアンケート調査を行い、その実態を分析し、明らかにしている¹⁾（以下、前回調査という）。その後も当小委員会は様々な手法によりPCT制度の利用実態を分析してきた。前回調査より約10年が経過し、日本からのPCT出願は2017年には約48,000件と前回調査の2006年と比較して1.8倍程度まで増加しており、日本企業のPCT制度の利用実態は、幾分変化していると思われる。

一方、出願人からの要望や、各官庁における審査の効率化への要望等に応えるように、PCT出願や審査促進に関連する様々なサービスが提供されてきている。例えば2006年に日米間の試行から始まった特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）は、多数の庁の間で利用可能となり、2010年には、PCT出願における国際調査報告（ISR：International

* 2017年度 The Third Subcommittee, The Second International Affairs Committee

Search Report) 等を利用するPCT-PPHが開始されている。また、2009年のPCT規則の改正で、従来の国際調査に加えて補充国際調査が導入された。さらに、出願人からは基礎出願に基づく優先権主張を伴わずに直接PCT出願をする実務（以下、Direct PCT出願という）の位置づけや意義も変化している可能性もある。こうしたサービスや実務を適宜活用して、各社とも独自に、効率的な外国特許取得を進めていると考えられる。

このような状況を踏まえて、当小委員会は、前回調査を踏襲しながら近年追加された諸制度の利用にかかる項目を加えたアンケート調査を行うことで、日本企業のPCT制度の利用実態についての情報をアップデートして、さらに近年追加された諸制度の活用実態を明らかにすることを試みた。

本稿は2017年度国際第2委員会第3小委員会の活動の成果であり、田中寿志（鉄道総合技術研究所、国際第2委員会副委員長）、赤根桂（第一三共）、川濱周弥（アステラス製薬）、佐々木暁嗣（住友ベークライト、WGリーダー）、福富剛之（ケーヒン）、麦嶋武士（本田技研工業）が作成した。

2. 対象企業の概要

本アンケートは2017年10月に実施したもので、前回調査と同様にJIPAの国際委員会に委員を派遣する企業に対して行い、51社から回答を得た。回答企業を事業分野毎に分類したところ、各事業分野に偏りなく散らばり、かつ前回調査と比較的近い傾向となった（表1）。分類した事業分野は、①電気、②通信、情報処理、サービス、③医薬品、④化学、繊維、製紙、食品、⑤金属、⑥機械、精密、事務機器、⑦自動車、輸送機器、⑧その他、の8事業分野で、以降それぞれ電気、通信、医薬、化学、金属、機械、自動車、その他、として分類する。ここで、

前回調査においては電気、通信を一つの事業分野として分類していたため、前回調査と比較する際、今回調査も一部において電気、通信を一つの事業分野として考察する。

表1 回答企業の主な事業分野

	今回調査	前回調査
電気	8	16
通信	5	
医薬	4	6
化学	10	15
金属	4	2
機械	8	8
自動車	7	8
その他	5	2
総計	51	57

表2 外国出願比率

	今回調査	前回調査
原則全て	2 (4%)	0 (0%)
80%以上90%未満	0 (0%)	2 (4%)
70%以上80%未満	3 (6%)	2 (4%)
60%以上70%未満	3 (6%)	4 (7%)
50%以上60%未満	7 (14%)	3 (5%)
40%以上50%未満	8 (16%)	3 (5%)
30%以上40%未満	10 (20%)	10 (18%)
20%以上30%未満	8 (16%)	15 (27%)
10%以上20%未満	6 (12%)	12 (21%)
10%未満	3 (6%)	5 (9%)

また、回答企業の外国出願比率（全国内出願件数に対する外国出願件数であり、国数は数えない）を確認すると（表2）、20%以上と答えた企業が前回調査では70%、今回調査では82%と増加しており、対象企業は特許権のグローバル化に積極的に取り組んでいると考えられる。加えて、外国出願比率については、前回調査に比べて高い割合へシフトしていることが分かる。具体的には回答数が一番多かったのが前回調査では「20%以上30%未満」だったが、今回調査では「30%以上40%未満」となっており、

30%未満と回答した企業数が減少しているのに対して、40%以上と回答した企業数は軒並み増加している。前回調査に比べて日本企業が外国出願比率を増加させたことがわかる。

さらに事業分野別では、機械は、前回調査では全ての企業で外国出願率が40%未満だったが、今回は外国出願比率が40%以上の企業が大半であり、外国出願比率が顕著に上昇している(図1、図2)。

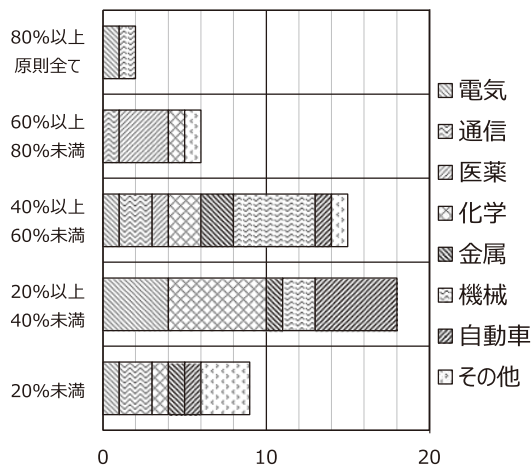


図1 事業分野別の外国出願比率 (今回調査)

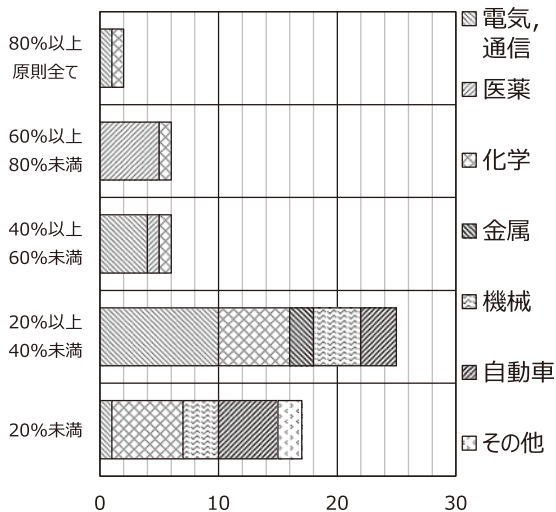


図2 事業分野別の外国出願比率 (前回調査)

3. 調査結果と分析

3.1 PCT出願の利用実態

PCT出願の利用実態に関するアンケート結果を検討する。

まず、回答企業のPCT出願利用率についての調査結果を図3～5に示す。PCT出願利用率は外国出願件数のうちPCTルートで出願する割合である。前回調査と今回調査とを比較して増加傾向が強くあらわれたのが、「75%以上」と回答した企業の割合であり、18%増加している。一方、75%未満の各選択肢を選択した企業の割合

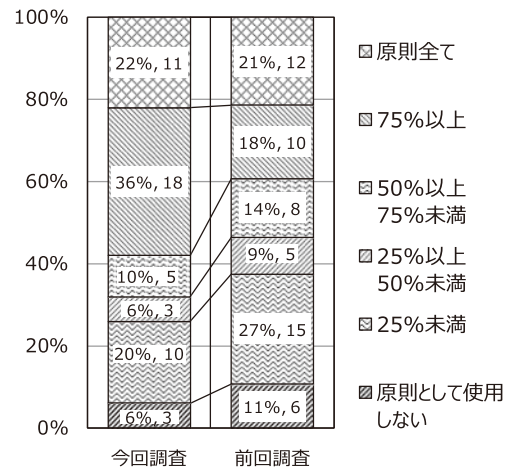


図3 PCT出願利用率

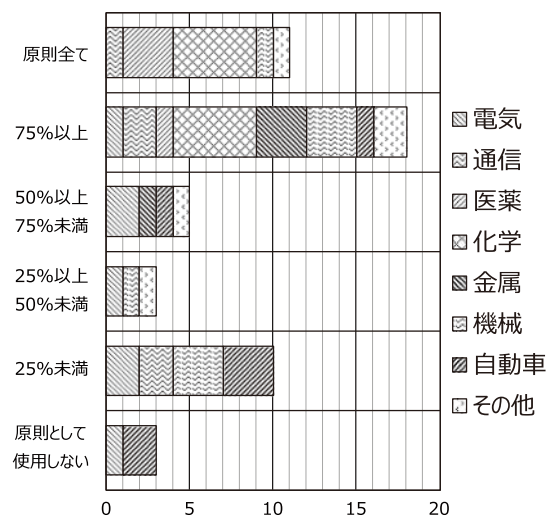


図4 PCT出願利用率 (今回調査 事業分野別)

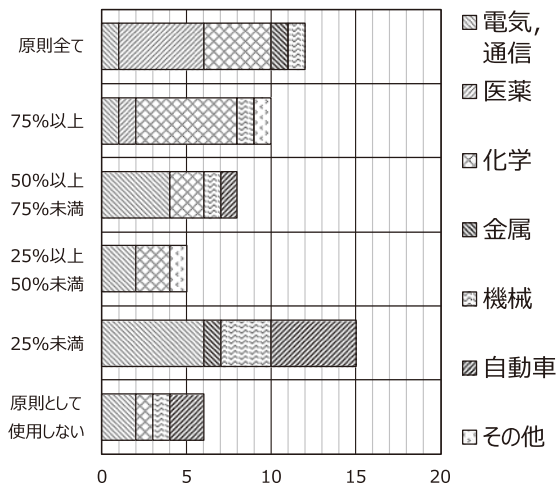


図5 PCT出願利用率
(前回調査 事業分野別)

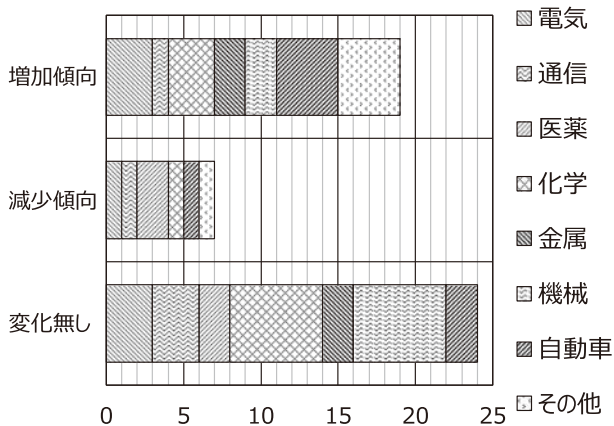


図6 今回調査におけるPCT出願件数の変化傾向
(調査時期までの5年程度)

合は減少している。この結果から、PCT出願の利用が拡大していることがわかった。さらに、事業分野別では、特に化学、金属、機械で増加傾向である。

次に、回答企業におけるPCT出願件数の調査時期までの5年程度での変化傾向について調査した結果を図6に示す。PCTルートで出願する外国出願件数が、「変化無し」と回答した企業が48%、「増加傾向」と回答した企業が38%と比率が大きかった。

「増加傾向」と回答した企業のコメントから、事業計画、コストの観点、将来技術の見極め等を検討したうえで、PCT出願を選択するケース

が増えているという意見があった。また、最初に中国に特許出願し、その後優先権主張してPCT出願するケースが増えてきたとコメントした企業があった。出願人が日系企業であっても、日本ではなく中国で第1国出願をする例もあるということがわかる。

さらに、事業分野別では、電気、自動車で「増加傾向」と回答した企業の割合が大きかった。一方、化学、機械で「変化無し」と回答した企業の割合が大きかった。前述のPCT出願利用率でこれらの分野は前回調査と今回調査とを比較して増加傾向であったため、10年前からPCT出願利用率が上昇した後、この5年程度の期間では、高止まりしている可能性がある。

PCT出願利用率については、前回調査と今回調査とを比較して増加傾向にあり、外国出願件数も増加したことに起因して、PCT出願件数が増加していると思われる。

次に、PCT出願を利用する目的の調査結果を表3に、PCT出願を利用しない理由の調査結果を表4に示す。ここで、前回調査では、選択肢から優先順位の高い上位3つを選択する方式で調査したが、今回調査では、選択肢から最も重要視しているものを1つ選択する形式で調査した。よって、前回調査の優先順位1位と、今回調査の回答を比較した。

まずPCT出願を利用する目的について、前回調査と今回調査とを比較して違いが強くあらわれたのが、「権利化が必要な国数が非常に多くパリルートでは手続きが煩雑」と回答した割合であり、前回調査と今回調査とを比較して、9%減少している。一方、前回調査、今回調査とも「権利化要否・必要国（翻訳費用の要否）の判断を遅らせることができる」と回答した割合が最も高く、PCT出願を利用する目的として、権利化が必要な国の判断を遅らせることが引き続き重要視されていることがわかった。

表3 PCT出願を利用する目的

	今回調査	前回調査
権利化要否・必要国（翻訳費用の要否）の判断を遅らせることができる	34 (69%)	34 (67%)
権利化が必要な国数が非常に多くパリルートでは手続きが煩雑	8 (16%)	13 (25%)
国際調査、予備審査により移行要否を判断できる	4 (8%)	2 (4%)
緊急出願（外国出願の判断が優先日ぎりぎりになった）	1 (2%)	2 (4%)
その他	2 (4%)	0
国際段階で一括して補正できる	0	0
各国段階移行後に翻訳の修正が可能	0	0
日本語で出願ができる	0	

表4 PCT出願を利用しない理由

	今回調査	前回調査
出願時に権利化の要否および国が決まっている	16	17
権利化が必要な国数が少ない	15	16
PCTに加盟していない国または地域に出願するため	12	
早期に権利化したい	1	5
その他	1	6
費用面・工数面でPCTルート優位性がないため	1	
米国での先願の地位を早期に確保したい		5

次に、PCT出願を利用しない理由（PCTルートを選択せず外国出願する場合の主な理由）は、今回調査で新規に追加した回答項目「PCTに加盟していない国または地域に出願するため」との回答が12件と多かった。また、前回調査と比較して、「早期に権利化したい」との回答が前回調査の5件から今回調査では1件に減少している。

この結果から、早期に権利化するために、PCTルートではなくパリルートを選択する必要性が低下している可能性が考えられる。

3. 2 優先権ルートとDirect PCT出願

PCT出願する場合の優先権利用についての調査結果を図7に示す。前回調査と今回調査と

を比較して増加傾向が強くあらわれたのが、「原則としてDirect PCT出願する」と「原則を定めていない」との回答の割合であり、「原則としてDirect PCT出願する」との回答については、11%増加している。（前回調査2%，今回調査13%）この結果から、Direct PCT出願の利用が拡大していることがわかる。

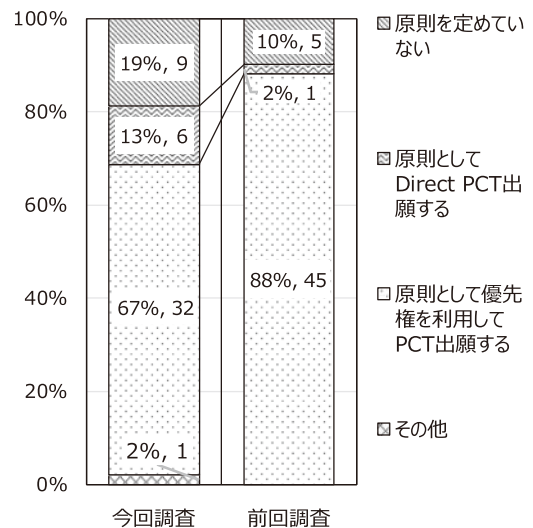


図7 PCT出願する場合の優先権利用について

次に、PCT出願する場合の優先権利用について、事業分野別に比較調査した結果を表5、6に示す。「原則としてDirect PCT出願する」と回答した企業は機械、自動車で増えていることがわかる。一方、医薬、化学、金属の分野では「原則としてDirect PCT出願する」と回答した企業はなかった。Direct PCT出願を利用すると回答した企業からは、国数および技術の先進度などに応じてDirect PCT出願と優先権を利用したPCT出願を使い分けているといったコメントや、事業部門によってはDirect PCT出願を利用しているとのコメント、出願時にDirect PCT出願するか、優先権を利用してPCT出願するかを決めているといったコメントがあり、国数および技術の先進度や、事業内容、社内基準によって、Direct PCT出願を選択していると思われる。

表5 PCT出願する場合の優先権利用について
(今回調査 事業分野別)

	原則を 定めて いない	原則として Direct PCT 出願する	原則として 優先権を利用 してPCT出願 する	その他
電気	3	1	1	1
通信	1	1	3	0
医薬	0	0	4	0
化学	0	0	10	0
金属	1	0	3	0
機械	0	1	7	0
自動車	2	1	3	0
その他	2	2	1	0

表6 PCT出願する場合の優先権利用について
(前回調査 事業分野別)

	原則を 定めて いない	原則として Direct PCT 出願する	原則として 優先権を利用 してPCT出願 する	その他
電気、通信	3	1	10	0
医薬	0	0	6	0
化学	1	0	13	0
金属	0	0	2	0
機械	1	0	6	0
自動車	0	0	6	0
その他	0	0	2	0

次にDirect PCT出願を利用する目的の調査結果を表7に、Direct PCT出願を利用しない理由の調査結果を表8に示す。なお、回答は選択肢より優先度の高い上位3つまで選択する形式とした。その結果、出願時に国際展開をすることが明らかであり、さらに早期のISRによる特許性の判断が必要な出願や、移行予定国での早期権利化が必要な重要な出願について利用されている傾向があった。一方で、早期の移行国判断のためや、PPHと結び付けてDirect PCT出願を利用するといった回答は少なかった。さらに、Direct PCT出願を利用しない理由としては出願時に外国に展開する可能性が不明確なためという回答が多く、存続期間を延ばすためという回答も多かった。これは例えば医薬のよ

うに重要な特許ではあるが優先権を利用して存続期間を延ばしたい特許についてはDirect PCT出願を利用していないと思われる。

その他のDirect PCT出願を利用する目的としては、基礎出願の手間を減らすことや、基礎出願分のコストの削減などがコメントとして複数挙げられた。また、その他のDirect PCT出願を利用しない理由としては、Direct PCT出願後に実施例追加が必要となった場合に更なる出願が必要となり、費用が割高になるとのコメントがあった。

表7 Direct PCT出願を利用する目的

	今回調査
早期のISRにより特許性を判断する	14
国際展開を重視しているから	12
移行予定国での早期権利化のため	10
PCTを利用することによる管理のやり易さ	5
早期のISRにより移行国判断の前倒し	2
PPHを利用するため	2

表8 Direct PCT出願を利用しない理由

	今回調査
出願時には外国に展開するか不明確なため	26
優先権を使って存続期間を延ばすため	13
処理が煩雑	7
早期のISRにより特許性を判断する必要がない	7
早期のISRにより移行国の判断の前倒しをする必要がない	5
これまで使っていないから	4

3.3 国際段階の各種制度利用実態

(1) 出願言語と国際調査機関の選択

前回調査と同様に、PCT出願を英語により行う割合を調査した結果を表9に示す。「原則として使用しない」との回答が90%を占め、英語を選択すると回答した企業にあっても、その割合は25%未満であり、回答企業の全PCT出願における英語による出願の割合が減少していることが示された。

表9 英語によるPCT出願の割合

	今回調査	前回調査
原則全て	0	3 (6%)
75%以上	0	3 (6%)
50%以上75%未満	0	3 (6%)
25%以上50%未満	0	0
25%未満	5 (10%)	14 (27%)
原則として使用しない	45 (90%)	28 (55%)

PCT出願の際に英語を選択する割合が減少した背景として、2013年の米国における特許法改正の影響が考えられる。本改正では、米国が指定されたPCT出願は英語以外の言語であっても公開されることで先行技術になり得るとされたため、あえて英語を選択する必要性が無くなったと理解することができる。

一方で、それでも英語を選択したPCT出願が行われている理由として、最初から英語で明細書を作成することで日本語からの翻訳の影響を排除できる効果が考えられる。また実際の意見としては、昨今のグローバル採用に伴い発明者の第一言語が英語であるため、出願言語も英語に合わせるといったコメントも挙げられた。

なお、英語を選択すると回答した企業は、その全てが欧州特許庁を国際調査機関に指定したことがあると回答しており、さらに欧州特許庁は先行技術調査の質が高いという意見もあることから、ISRの結果を重視して英語によるPCT出願をしたことも一因と考えられる。

(2) 国際調査報告 (ISR) への対応

ISRにおける否定的な見解への国際段階での対応についての調査結果を表10に示す。「原則として対応しない」との回答が最も多く48%で、前回調査で最も多い「原則を定めていない」と順番が入れ替わった。あえて対応しない企業の増加の背景として、移行国ごとに特許性判断の基準が相違する状況や、日本への早期移行と審査による特許性判断を優先させることにより、

移行時や各国段階で補正する傾向が強まっていると思われる。「原則として対応しない」と回答した企業からのコメントで、日本を基礎出願として日本での早期審査請求により特許性を確認しISRには対応しないという意見や、移行判断で移行を見合わせる場合を想定して移行前には対応しないといった意見、移行予定国での補正要件、基準に合わせて対応するといった意見が挙げられた。

表10 ISRの否定的な見解への国際段階対応

	今回調査	前回調査
原則として対応する	4 (8%)	3 (6%)
原則として対応しない	23 (48%)	21 (41%)
原則を定めていない	21 (44%)	27 (53%)

表11 ISRに対する19条補正の利用頻度

	今回調査	前回調査
頻繁に行う	1 (2%)	4 (8%)
行うことがある	26 (55%)	24 (47%)
原則として行わない	20 (43%)	23 (45%)

表12 ISRに対する非公式コメントの利用頻度

	今回調査	前回調査
頻繁に行う	0 (0%)	0 (0%)
行うことがある	11 (23%)	17 (33%)
原則として行わない	36 (77%)	34 (67%)

ISRへの国際段階における対応について、調査結果を表11, 12に示す。19条補正については、「行うことがある」、「頻繁に行う」との回答を合わせて57%であった。一方、非公式コメントについては「行うことがある」、「頻繁に行う」との回答を合わせて23%に留まった。19条補正は半数以上の回答企業が利用するのに対して、非公式コメントについては、参酌を期待する一方、効果が不明といった意見もあり、積極的に利用する企業は少ないものと思われる。

(3) 補充国際調査

2009年のPCT改正規則45の2等より、国内移行した後に新たな先行技術が発見されるリスクを減少させることを目的に、出願人は国際調査に加えて補充国際調査を請求することができる。補充国際調査の利用頻度について、今回初めて調査した結果を表13に示す。結果、補充国際調査を「原則として利用しない」と回答した企業が80%を超えている。さらに、利用したことがある企業からも、補充国際調査を実施しても移行後に各国調査を実施した際に異なる結果となる、国際調査報告と同じ結果となるといったコメントがあり、補充国際調査の活用面についての課題があるものと思われる。

表13 補充国際調査の利用頻度

	今回調査
頻繁に利用する	0
利用することがある	6 (13%)
原則として利用しない	42 (87%)

(4) 国際予備審査

国際予備審査についての調査結果を表14に示す。前回調査では「頻繁に利用する」、「利用することがある」との回答を合わせて半数を超えていたが、今回の調査では「原則として利用しない」が63%で半数を超えた。各国での特許性判断の基準が異なることや、国内移行後での審査結果との相違があるなどの理由で利用しないとのコメントがあったが、他の理由として2002年のPCT第22条(1)改正における国内移行期限の延長のために国際予備審査を行っていた影響が前回調査に現れたとも考えられる。すなわち、この改正以前では、基本的に国内移行期限が20ヶ月であり、30ヶ月に延長するためには19ヶ月以内に国際予備審査を請求する必要があった。改正後であっても従前の運用が続いていたと推測される。

さらに、国際予備審査を利用する主な目的に

表14 国際予備審査の利用頻度

	今回調査	前回調査
頻繁に利用する	1 (2%)	18 (35%)
利用することがある	17 (35%)	8 (16%)
原則として利用しない	30 (63%)	25 (49%)

ついて調査結果を表15に示す。今回の調査では、選択肢から複数選択する方式で調査しており、選択肢を新たに追加した。前回調査では、「特許性の確認」、「肯定的なレポートの移行国での利用」、「明細書の補正」の何れかの回答であり、それ以外の回答に相当する「その他」への回答は見られなかったが、今回追加した選択肢である「PPHに適用する」、「答弁書の提出」、「面談」を回答する企業も見られ、特に「PPHに適用する」との回答が9件あった。このことから、PPHを積極的に活用しようとする動きが表れたものと思われる。

表15 国際予備審査を利用する目的

	今回調査	前回調査
特許性の確認	14	15
肯定的なレポートの移行国での利用	11	9
特許審査ハイウェイ (PPH) に適用するため	9	
明細書の補正	7	3
答弁書の提出	4	
面談	1	
その他	3	0

3. 4 国内移行について

PCT出願からの国内移行について、各企業が実際にいつ最終判断をしているのか、今回新たに調査した結果を表16に示す。

表16 PCT出願からの移行国の判断時期

	今回調査
最初の出願時に判断する	2 (4%)
PCT出願時前後に判断する	4 (8%)
国内移行期限近くに判断する	42 (88%)

この結果からあきらかなように、9割近くの企業が国内移行期限近くに最終判断機会を設けており、判断時期を遅らせることにより、その間に事業性の確認を行い、無駄な支出を抑えることができるというPCT制度のメリットを生かした利用をしていることがわかる。

次に、国内移行をしないと判断する場合の主な理由について調査した結果、前回調査と同様に、「事業性が低い」との回答が最も多く、この結果からも、移行国の判断において事業性の見極めを重視する傾向については依然として高いことを、うかがい知ることができる。

また、前回調査では、「国毎に異なるタイミングで移行することはあるか」という設問に対して「ある」と回答した割合が、全体の31%であったのに対し、今回は、40%と増加が見られた。ここで、特に「ある」の割合が増加した事業分野は、化学、金属であった。増加の要因としては、前回調査時より後から開始された二庁間PPHや、国際出願におけるISRや国際予備審査報告において肯定的な見解が得られた場合にPPHを利用可能とするPCT-PPHが開始されたことが考えられる。実際、国ごとに異なるタイミングで移行することがあると回答した企業への続く「PPHを利用することを目的として、一部の国に早期移行することはあるか」との設問に対して「ある」の回答割合は高いものであった。

さらに、事業分野別の傾向をみるため、上記異なるタイミングで移行することが「ある」と回答した会社の事業分野別割合および、「ある」と回答した会社の中で、さらに設問「PPHを利用することを目的として、一部の国に早期移行することはあるか」に「頻繁にする」、「することがある」との回答を合わせた割合を表17に示す。

この結果においては、事業分野間に、PPHを利用する目的の有無で特徴的な傾向がみられた。特に、化学、金属では、異なるタイミングで移行ありの割合が高く、かつ、PPHを利用す

表17 異なるタイミングでの国内移行およびその目的

	異なるタイミングで移行あり		PPH目的での早期移行あり* (今回調査)
	前回調査	今回調査	
電気	50% (7/14)	33% (2/6)	100%
通信		20% (1/5)	100%
医薬	33% (2/6)	75% (3/4)	0%
化学	29% (4/14)	80% (8/10)	100%
金属	0% (0/2)	100% (4/4)	100%
機械	43% (3/7)	13% (1/8)	0%
自動車	0% (0/6)	0% (0/6)	-
その他	0% (0/2)	0% (0/5)	-
計	31% (16/51)	40% (19/48)	79% (15/19)

※(カッコ内は実数)
(*異なるタイミングでの国内移行「あり」とした企業における割合)

る目的で早期移行するとの割合も高いものであった。上述したとおり、化学、金属の分野は、異なるタイミングで移行することが「ある」の割合が、前回調査と比較して特に増加した事業分野であり、PPHの積極的利用がその増加に大きく寄与しているものと思われる。一方で、医薬については、異なるタイミングで移行ありの割合が高いものの、早期移行がPPH利用目的との回答はゼロであった。これらの結果から、それぞれ事業分野により、PPHの利用の仕方に大きく違いがあることがわかる。

加えて、特定の国のみ早期移行する場合に移行する国について調査したところ、日本、米国、欧州の順で回答が多く、日本への早期移行の理由としては、PPH利用のためという回答が多数挙げられた。日本での登録を基礎にPPHを利用するために早期登録を目指す実務が行われているものと考えられる。

3.5 審査促進策について

今回調査では、PCT制度の利用実態と併せて審査促進策の利用状況についても調査を行った。

(1) 審査促進策の利用頻度と利用した審査促進策

近年の国内外の特許出願のうち、早期審査のための審査促進策の利用頻度について調査した結果を図8に示す。この結果から8割以上の企業が審査促進策を利用しており、事業分野別では、化学などで利用頻度が高い傾向がうかがえる。

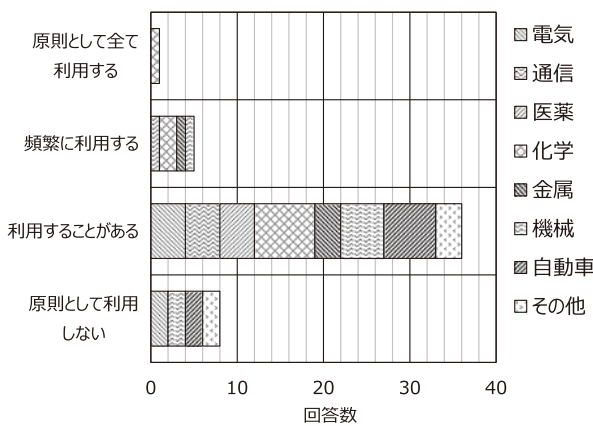


図8 審査促進策の利用頻度

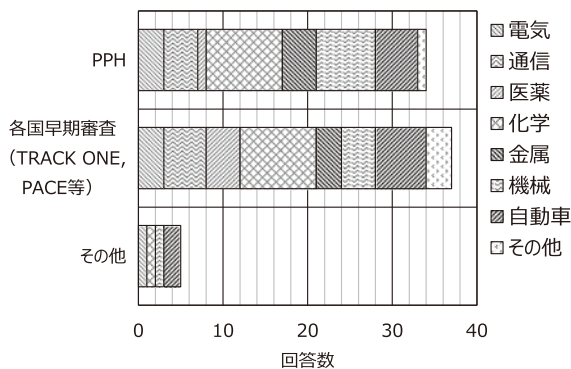


図9 利用している審査促進策

利用している審査促進策についての回答を図9に示す。PPHについては、化学、機械で多く利用されており、各国早期審査（TRACK ONE、PACE等）については、化学、自動車で多く利用されている傾向がある。「その他」と回答し

た企業のうち、ASEAN特許審査協力（ASPEC）を利用しているとのコメントが複数あり、東南アジア地域での審査促進策として注目される。

審査促進策を利用する目的について選択肢から複数選択する形式で調査した結果を表18に示す。

表18 審査促進策を利用する目的

	回答数
早期権利化	41
コスト削減	15
権利範囲を統一させる	3
その他	2

回答者のコメントから、欧州で早期権利化することにより、出願維持年金の負担軽減を図る企業があり、早期権利化とコスト削減の両方の目的に対応していると思われる。

審査促進策を利用しない理由についても調査した結果、早期権利化の必要がないという回答が多数であって、処理が煩雑であるとの回答も一部あった。

利用した審査促進策における実際の審査のスピードについての回答を表19に示す。

表19 審査のスピードについて

	回答数
ケースバイケース	22
期待した以上の早さだった	13
それほど早くなかった	10

事業分野別では、化学が「期待した以上の早さだった」と回答した企業が多かったのに対し、電気は「それほど早くなかった」と回答した企業が多かった。これは、事業分野により期待する審査のスピードも異なるためと思われる。

回答者のコメントから、期待した以上の早さと認識される審査促進策として、日本の早期審査を挙げた企業が多く、米国の審査促進策であるTRACK ONE、韓国の審査結果を利用したPPHも複数の企業から挙げられた。実際の審査

のスピードは「ケースバイケース」と回答した企業からは、PPHを米国や欧州に申請する場合は特に効果を感じないというコメントもあり、全体としては出願ごとに状況が異なると認識していると思われる。

(2) PPHの利用状況

利用したPPHについての回答を図10に示す。PCT-PPHについては1/3近くの企業が利用したと回答しており、二庁間PPHは半数以上の企業が利用したと回答している。事業分野別にみるとPCT-PPHでは化学、自動車、二庁間PPHでは化学、機械、自動車の利用が多い。また、(1)で述べた各国早期審査の利用頻度が高い化学、自動車が二庁間PPHの利用頻度も高いことから、各国早期審査と二庁間PPHを併用して早期権利化を図っている企業が多いと思われる。

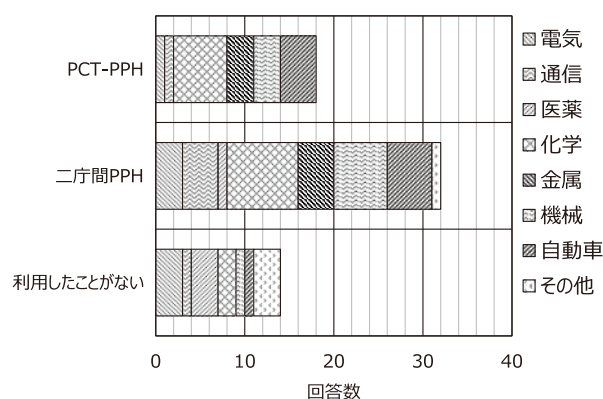


図10 利用したPPH

PCT-PPHを利用した企業から、ISRの肯定的見解を利用して早期権利化のために利用するとのコメントが多かった。二庁間PPHを利用した企業からは、日本国特許庁の早期審査の結果を利用して外国で早期権利化するといったコメントや、審査の遅い国で早期権利化を狙うといったコメント、許可クレームをベースに審査が行われるので権利化予測が立てやすいといったコメントがあった。

PPHを利用しない理由についての調査結果を

表20に示す。この結果から、PPHを利用したうえでその効果を判断してではなく、これまで使っていないからとの理由でPPHを使っていない企業があり、PPHの潜在的なニーズがあると思われる。

表20 PPHを利用しない理由

理由	回答数
これまで使っていないから	8
他の審査促進策の効果が低い	4
利用効果が無い	3
審査促進を重要視していない	2
公開前登録になることで、自己文献で拒絶されるリスクがある	1
その他	1

次に、PPHの利用状況について、PCT-PPHを申請した庁、二庁間PPHにどの庁の審査結果を第一庁として利用して、どの庁を第二庁として申請したかを調査した結果を表21に示す。

表21 PPHの利用状況

	日本	米国	欧州	中国	韓国	その他
PCT-PPH申請庁	13	15	5	9	6	3
二庁間PPH第一庁	30	6	2	2	3	1
日本からの二庁間PPH第二庁	—	22	15	19	14	9
日本以外からの二庁間PPH第二庁	2	3	3	4	3	2

PCT-PPHを申請庁としては、米国、日本が突出しており、中国、韓国、欧州が続いている。その他、インドネシア、マレーシア、タイ、ロシア、フィリピン、ドイツとの回答があった。

二庁間PPHの第一庁については、日本との回答が大多数であった。日本企業を対象としたアンケートであることから当然と思われるが、日本の審査結果はASEANで尊重される印象があるためとのコメントもあり、日本の審査結果への信頼が高いこともうかがえる。

日本からの二庁間PPHの第二庁については、米国、中国、欧州、韓国その他、ASEAN地域の

庁の回答が多く、台湾、ロシア、カナダ、デンマークとの回答もあった。

日本以外を第一庁とした二庁間PPHを申請した第二庁について回答数は少ないが、日本、米国、欧州、中国、韓国それぞれに回答があった。回答のあった企業からは、初めに権利化できた庁をもとに、PPH申請を行うというコメントがあった。その他、第二庁としては、台湾、シンガポール、タイ、オーストラリア、ロシアなどの回答があり、多くの庁にPPHを申請している企業もあった。

3. 6 今後のPCT制度等に対して望むこと

アンケートの最後において、今後のPCT制度、PPHに対して、要望を自由に記載するよう求めたところ、33社より46件の回答を得ることができた。これらの回答を、PCT制度に関する要望とPPHに関する要望に分け、さらにPCT制度に関する要望を、ISRに関する要望、手続の電子化／低コスト化の要望、その他の要望に分けた結果を表22に示す。各回答の詳細について一部を紹介する。

表22 PCT制度等への要望

PCTに関する要望	ISRに関する要望	18
	手続の電子化／低コスト化	9
	その他の要望	8
PPHに関する要望		11

(1) PCT制度に関する要望

PCTに関する要望の中でも一番回答数が多かったISRに関する要望については、事業分野別では自動車、金属、通信から高い比率で挙げられた。内容はISRの品質改善の要望が最も多く、7社が挙げている。さらに、各国審査がISRをより活用してほしいといった要望が複数件あり、ISRと各国審査結果とを一致するように制度を改善・拡大する改善要望をすべて含め

ると、14社が挙げている。そのほか、外国文献調査の強化や、国際段階で特許性が認められた場合には移行国（たとえば新興国に限定してといった案も）で権利が認められるような制度への拡大といった要望があった。このような要望は前回調査においても同様に挙げられており、国際段階において各国移行後の特許性についての予測をより確実にしたいという要望に基づくものと思われる。前回調査以降補充国際調査の導入などによるこのような要望への対応が見られるが、今回調査においても依然要望が高い。そこで現在5大特許庁においてパイロットプログラムが検討されている国際協働調査²⁾がより実効的な形で導入されることを期待する企業が多いと思われる。

次にPCT手続の電子化／低コスト化の要望については、事業分野別では、機械から高い比率で挙げられた。その内容は、PCT出願時から国内移行・各国審査までの手続において、電子化を進めてほしいといった内容が多く、そのような電子化を進めることにより、手続コストを下げ、出願手数料等の減額に反映させてほしいといった要望があった。現在、世界知的所有権機関（以下WIPO）からePCTが提供されており、PCT出願においては出願から中間書類の提出まで電子化が進められている。現在は国際事務局および一部の受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関のみが手続が可能となっている（日本国特許庁は未対応）が、今後手続き可能な官庁を増やす計画があり、電子化は進むものと思われる。一方、一部の企業は現在ePCTで電子化されている手続のみならず、国内移行後の手続も含めて電子化を進めることを希望しており、今後どのように電子化が進んでいくのかが注目される。

PCT制度へのその他の要望については、現在PCTに加盟していない国および地域への拡大といった要望や、国内移行時の補正を含めた手続

の改善・要件の緩和といった要望、Direct PCT出願における補正を目的とした再出願の際の減額措置の要望等が挙げられた。3. 2節で取り上げたように、出願後の補正が必要な場合再度出願が必要となることから割高になり得るためDirect PCT出願を行っていないという意見もあり、低コスト化などの対応が進むことによりDirect PCT出願の利用がさらに増加する可能性もあると思われる。

(2) PPHに関する要望

PPHに関する要望については、事業分野別では自動車から高い比率で挙げられた。その内容は手続の統一化、簡便化といった要望が一番多く、インド等の現在利用できない国および地域への拡大といった要望や、これらを合わせて、PCT出願とPPHの手続を統合してほしいといった要望もあった。そのほか、各国の法制度に合わせてクレームを補正することを認めてほしいといった要望や、登録率の上昇への要望といったものが挙げられた。

以上のような要望から日本企業の多くは、PCT制度、PPHともに手続の統一化、簡便化、それにとともなうコストの低下といった要望が多い。これは多くの日本企業が外国での特許権の取得の必要性が高まる一方で、特許権取得プロセスにおいては少しでも効率的に実施したいと

いうニーズのあらわれと思われる。このようなニーズに対してWIPOはPCT手続の電子化の推進等で応えており、PCT締約国の官庁からも、国際協働調査の試行等の新たな取り組みの推進等で応えようとしている。今後も引き続き特許取得プロセスの効率化を実現するような制度の発展が期待される。

4. おわりに

今回JIPA会員企業を対象としてPCT出願等の利用に関するアンケート調査を行い、PCT制度の利用実態と、Direct PCT出願やPPHの活用実態について、特に事業分野毎にその特色を明らかにすることができた。またPCT制度やPPHに対する要望についても抽出することができた。本論説が日本企業にとって、PCT出願とそれに付随する各制度の利用方針の決定において、手助けになれば幸いである。

注 記

- 1) 知財管理, Vol.57, No.11, pp.1781~1794 (2007)
- 2) 五大特許庁公式ウェブサイト公開情報「PCT as work-sharing platform」
<http://www.fiveipoffices.org/activities/ws/pct.html>
(参照日：2018年4月11日)

(原稿受領日 2018年9月21日)